【様式８】

共　同　企　業　体　協　定　書

（目的）

1. 本協定は、次の業務を共同して営み、優れた成果を達成することを目的とする。
2. 宮古島市の発注に係る令和７年度 宮古島市 農産物流通効率化・収益向上モデル実証事業委託業務（以下「委託業務」という。）の受託
3. 前号に附帯する業務

２　前項の業務のうち、各構成員が実施する業務については、別途協議の上定めるものとする。

（名称）

1. 当共同企業体は、●●・●●・●●共同企業体（以下、「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

1. 当企業体は、事務所を●●（住所・企業名）内に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

1. 当企業体は、令和　年　月　日に成立し、その存続期間は令和　年　月　日までとする。

２　業務委託を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

３　第1項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

1. 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　住　　　　所

　商号又は名称

　代　 表 　者

住　　　　所

　商号又は名称

　代　 表 　者

住　　　　所

　商号又は名称

　代　 表 　者

（代表者の名称）

1. 当企業体は、●●を代表者とする。

（代表者の権限）

1. 当企業体の代表者は業務委託の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び関係官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（概算払金を含む。）の見積、請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務委託料）

1. 各構成員の業務の分担及び分担業務の委託料については、次条に定める運営会議で別に定めるものとする。

（運営会議）

1. 当企業体は、構成員全員をもって運営会議を設け、当企業体の運営に関する重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

1. 各構成員は、業務委託の請負契約の履行及び業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

1. 当企業体の取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

1. この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

（業務委託途中における構成員の脱退）

1. 構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

（委託業務途中における構成員の破産又は解散に関する措置）

1. 構成員のうちいずれかが委託業務中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員の中から当該構成員の分担業務を引き受ける者（以下、「分担業務引受者」という。）を選定する。

２　前項の場合において、分担業務引受者の選定が困難なときは、残存構成員が連帯して委託業務を完了する。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を加入させ、当該構成員を加えた構成員が連帯して委託業務を完了する。

（解散後の瑕疵担保責任）

1. 当企業体が解散した後においても、当該業務委託につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責をおうものとする。

（協定書に定めのない事項）

1. この協定書に定めのない事項については、構成員が協議して定めるものとする。

●●外●社は、上のとおり●●・●●・●●共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を●通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するとともに、宮古島市へ1通を提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

代表者　商号又は名称

　　　　　　　代 　表 　者 印

　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　代 　表 　者 印

商号又は名称

　　　　　　　代 　表 　者 印